

とやま中央会 FAX 情報

2024. 4. 1 発行 No.676

令和6年度地域産業人材育成・販路開拓支援事業費 補助金募集のご案内

— 富山県 —

富山県では、組合等が行う人材育成及び販路拡大事業を支援する「地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金」を募集しています。富山県内に事業所を有する組合等が対象です。

1. 対象者

富山県内に事業所を有する組合等

※伝統工芸品産業支援事業費補助金の対象となる団体は除く

2. 補助対象事業

(1) 人材育成事業

- ①中小企業者、組合及びその従業員等を対象にした経営、技術その他必要と認められる事柄に関する各種研修、講習、発表会等の開催
- ②中小企業者、組合及びその従業員等を対象にした経営、技術その他必要と認められる事柄に関する各種研修、講習、発表会等への派遣
- ③後継者育成のために、子供から大人までを対象にした体験型授業や講習会等の開催
- ④若者の定着を促進するための就職フォーラムの開催
- ⑤人材情報等の情報収集・分析及びその情報提供等を行う事業 等

(2) 販路開拓事業

- ①展示会の開催又は見本市への参加
国内外において行う販路開拓のための展示会等への参加
- ②販路開拓指導等
・専門コンサルタントの委嘱等により行う販

路開拓に関する調査及び指導

- ・新商品等の販路開拓等のための広報事業
 - ・品質表示（品質保証表示等を行う事業を含む。）事業
- ③販路開拓等を支援するための情報収集・分析及びその情報提供等を行う事業 等

3. 補助対象経費、補助率等

(1) 人材育成事業

- ①補助対象経費
謝金、旅費、事務費、委託費
- ②補助率：事業費の1/2以内
- ③補助限度額：200万円

(2) 販路開拓事業

- ①補助対象経費
謝金、旅費、事務費、委託費
- ②補助率：事業費の1/2以内
- ③補助限度額：300万円

4. 申請方法

下記URLより、交付申請書をダウンロードし、富山県地域産業振興室経営支援課にご提出ください。

https://www.pref.toyama.jp/1300/sangyou/s_houkougensetsu/shoukougyou/kj00024242.html

5. 申請締切 令和6年4月19日（金）

6. 申請・お問い合わせ先

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
県庁東別館 3階
TEL. 076-444-3249

◇ 令和6年度伝統工芸品産業支援事業費補助金募集のご案内

富山県では、国及び県指定の伝統工芸品の組合等が行う販路開拓や人材育成を支援する「伝統工芸品産業支援事業費補助金」を募集しています。

1. 対象者

国及び県指定の伝統工芸品の組合 等

2. 補助対象事業

- (1) 展示会の開催又は見本市への参加
国内外において行う販路開拓のための展示会等への参加
- (2) 販路開拓指導等
 - ①専門コンサルタントの委嘱等により行う販路開拓に関する調査及び指導
 - ②新商品等の販路開拓等のための広報事業
 - ③品質表示（品質保証表示等を行う事業を含む。）事業
- (3) 販路開拓等を支援するための情報収集・分析及びその情報提供等を行う事業
- (4) 後継者育成のために、子供から大人までを対象にした体験型授業や講習会等の開催
- (5) 若者の定着を促進するための就職フォーラムの開催（インターンシップを含む）
- (6) 人材情報等の情報収集・分析及びその情報提供を行う事業 等

3. 補助対象経費、補助率等

- (1) 補助対象経費
謝金、旅費、事務費、委託費
- (2) 補助率 1/2 以内
- (3) 補助限度額 300 万円

4. 申請方法

下記URLより、交付申請書をダウンロードし、富山県地域産業振興室伝統産業支援課にご提出ください。

<https://www.pref.toyama.jp/1300/sangyou/shoukukensetsu/shoukougyou/densan20220401.html>

5. 申請締切 令和6年4月19日（金）

6. 申請・お問い合わせ先

富山県商工労働部地域産業振興室伝統産業支援課
〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
県庁東別館 3階
TEL. 076-444-3247

◇ 令和6年度富山県男性の育児休業取得促進補助金募集のご案内

富山県では、「富山県男性の育児休業取得促進補助金」を募集しています。

本補助金では、少子化の要因となっている女性の家事・育児の負担感を解消し、子どもを産み育てやすい環境づくりの促進を図ることを目的としています。

1. 補助対象者

中小企業事業主とその男性労働者

2. 補助金額

- (1) 男性の育児休業取得者
5万円（一人の子/1回）
- (2) 事業主 10万円（年度内一回限り）

3. 主な要件

- (1) 男性の育児休業取得者
 - ①常勤の国家公務員又は地方公務員の身分を併せ持っていないこと
 - ②子が2歳に達するまでの間に次の日数の育児休業を取得し、職場復帰していること
 - ・ 中小企業
連続5日以上（所定労働日に対する休業4日以上）
 - ・ 大企業
連続14日以上（所定労働日に対する休業

- 9日以上)
- (2) 事業主
- ①「イクボス企業同盟とやま」、「元気とやま！子育て応援企業」、「とやま女性活躍企業」のいずれかに加盟の承認、登録又は認定されていること
- ②就業規則又は労働協約等により育児休業制度を設けていること

4. 申請方法

下記URLより、申請様式をダウンロードし、メール、郵送又は持参にて申請ください。

<https://www.pref.toyama.jp/101701/sangyou/roudou/roudoukouyou/ikukyuhoho.html>

5. 申請期間

下記のうち、いずれか早い日までに富山県少子化対策・働き方改革推進課に申請書類を提出ください。

交付対象となる労働者の職場復帰日から2か月以内又は令和7年3月31日（月）まで

6. 申請・お問い合わせ先

富山県少子化対策・働き方改革推進課
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL. 076-444-3137
E-mail: ahatarakikata@pref.toyama.lg.jp

◇ 令和6年度「とやま女性活躍企業」認定制度募集のご案内

富山県では、中小企業等において女性が活躍しやすい職場づくりを後押しするとともに、「選ばれる企業」としてのブランド力向上と優秀な人材確保を支援します。

このたび、令和6年度の認定企業を募集します。

1. 対象企業等

富山県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人又は団体、組合等

2. 認定基準

- (1) 女性活躍推進法で定める一般事業主行動計画を策定・届出、公表していること
- (2) 女性の活躍推進に向けた取り組みを行っており、下記基準を全て満たしていること
- ①女性の管理職比率が直近事業年度において全国の産業別平均値以上
- ②法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、各月ごとに全て45時間未満
- ③企業において女性活躍のための具体的な取り組みを行っていること
- (3) 決算額が直近3事業年度のうち1事業年度以上黒字になっていること等

3. 認定の有効期限 令和9年9月30日（木）

4. 申請方法

下記URLより、提出書類をダウンロードし、郵送にてご提出ください。

<https://www.pref.toyama.jp/101703/20220328.html>

5. 申請締切 令和6年6月30日（日）

6. 申請・お問い合わせ先

富山県知事政策局働き方改革・女性活躍推進室
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL. 076-444-3328

◇ 令和6年度業務改善助成金募集のご案内

厚生労働省では、令和6年度業務改善助成金を募集しています。

元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

本補助金では、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成します。

1. 対象事業者条件

以下の条件を満たす事業者が対象です。

- (1) 中小企業・小規模事業者であること
- (2) 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- (3) 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

2. 対象設備投資例

- (1) 機器・設備の導入
 - ・POSシステム導入による在庫管理の短縮
 - ・リフト付き車両導入による送迎時間の短縮 等
- (2) 経営コンサルティング
国家資格者による顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し 等
- (3) その他
顧客管理情報のシステム化 等

3. 助成限度額

助成限度額は事業場内最低賃金の引上げ額(30円以上、45円以上、60円以上、90円以上)の引上げる労働者数、事業場規模(従業員数30人未満/30人以上)、特例事業者(賃金要件、物価高騰等要件に該当する事業者)に応じて変わります。

助成限度額、特例事業者要件等の詳細は下記URLをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001222481.pdf>

4. 助成率

事業場内最低賃金900円未満：9/10

事業場内最低賃金900円以上950円未満：
4/5 (9/10)

事業場内最低賃金950円以上：3/4 (4/5)

※ () の助成率は生産性要件を満たした事業場の場合に適用されます。

生産性要件：助成金の申請時の直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること、又は金融機関から一定の事業性評価を得ている場合、その3年度前に比べて1%以上(6%未満)伸びていること

5. 申請回数

年度内に可能な申請回数は1回まで

6. 賃金引上げについて

事業場内最低賃金の引上げは1回のみ

7. 申請方法等

下記URLより、詳細等をご確認のうえ、電子申請(j Grants)又は申請書類をダウンロードし、ご提出ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonusai/shienjigyoku/03.html

8. 申請締切 令和6年12月27日(金)

9. 事業完了期限 令和7年1月31日(金)

10. 申請・お問い合わせ先

富山労働局 雇用環境・均等室

〒930-8509 富山市神通本町1-5-5

富山労働総合庁舎4階

TEL. 076-432-2740

新型定期預金
マイナーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階
URL <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835